

令和8年度当初埼玉県消費生活支援センター会計年度任用職員 (消費者情報事務員) 募集要項

埼玉県では、次のとおり埼玉県消費生活支援センターに勤務する会計年度任用職員（消費者情報事務員）を募集します。

1 職務内容・募集人員等

(1) 募集職種

消費者情報事務員

(2) 募集人員

1名

(3) 勤務場所

埼玉県消費生活支援センター

(川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階)

(4) 職務内容

全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）のデータ管理及び運用関連に
係る業務

(5) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

2 応募資格

(1) 次のいずれかの資格を有する人

ア 消費生活相談員（国家資格）

イ 独立行政法人国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」

ウ 一般財団法人日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」

エ 一般財団法人日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」

(2) Word、Excel、メールの送受信などパソコンの基本的な操作ができる人

(3) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する人は応募でき ません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな
くなるまでの人

イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力
で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件

(1) 勤務日

週 4 日 2 9 時間

※原則として土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。

(2) 勤務時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで (休憩時間を除く)

(3) 報酬

月額 185,800 円～196,800 円

※報酬は、学歴・経験等を考慮の上、決定します。

(4) 諸手当

期末手当：報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(5) 交通費

実費相当分を支給 (県の規定による)

※通勤距離の片道が 2 km 未満の場合等には支給されません。

(6) 社会保険

健康保険 (共済組合)、厚生年金保険、雇用保険に加入

(7) 有給休暇

年次休暇 10 日 (初年度)・夏季休暇 4 日 (5 月から 10 月の期間内)

(県の規定による。変更される場合があります。)

※「3 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めによるところにより変更します。

※令和 8 年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかつたりする場合があります。

4 選考方法

(1) 一次審査：提出書類による書類審査

志望動機を 400 字以内で記述してください。

結果は令和 8 年 1 月 23 日 (金) までに応募者全員に発送します。

結果通知が届かない場合は「048-261-0978」にお問い合わせください。

(2) 二次審査：一次審査の合格者を対象に面接

面接は、令和 8 年 1 月 30 日 (金) です。詳細な時間等は追って連絡します。

結果については、令和 8 年 2 月 6 日 (金) までに発送します。

5 提出書類

(1) 履歴書 (様式第 1 号)、身上書 (様式第 2 号)

※ 任用試験の結果や面接の日程等を連絡するため、連絡先となるメールアドレス

及び電話番号を間違いないように記入してください。

(2) 資格を証する書類の写し

(3) 志望動機記述用紙

(志望動機を400字以内で記述してください。)

6 申込期限等

(1) 申込方法

応募書類を埼玉県消費生活支援センター（本所）まで直接持参するか、下記応募・問合せ先まで郵送してください。郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（消費者情報事務員）採用選考申込書在中」と朱書きしてください（電子メール及びFAXでの応募は御遠慮ください。）

(2) 受付期間

令和7年12月12日（金）～令和8年1月16日（金）

* 郵送の場合 令和8年1月16日（金）必着

* 直接持参の場合 受付時間 9時から17時まで

（土曜・日曜・祝日・12月29日から1月3日は除く）

7 応募・問合せ先

埼玉県消費生活支援センター（本所） 相談担当 春日

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階

TEL 048-261-0978